

2020年インフレーションによる調整額 Update

Internal Revenue Services（内国歳入庁）が Rev. Proc. 2019-44 によりインフレーション調整による 2020 年の税調整額の変更を発表いたしましたのでお知らせいたします。

毎年この時期に IRS のみならず様々な官公庁から翌年の税率・税調整額が公表されます。そこで IRS からの発表を基に主な（特に個人所得税に関連して）2020 年度分税調整額の変更を以下に記しましたのでご参考いただきますようお願いいたします。

個人所得税

税率 — 夫婦合算申告

2019		Tax		
Over	But not over	Income over	x tax rate	Plus
\$ -	\$ 19,400.00	\$ -	10%	\$ -
\$ 19,400.00	\$ 78,950.00	\$ 19,400.00	12%	\$ 1,940.00
\$ 78,950.00	\$ 168,400.00	\$ 78,950.00	22%	\$ 9,086.00
\$ 168,400.00	\$ 321,450.00	\$ 168,400.00	24%	\$ 28,765.00
\$ 321,450.00	\$ 408,200.00	\$ 321,450.00	32%	\$ 65,497.00
\$ 408,200.00	\$ 612,350.00	\$ 408,200.00	35%	\$ 93,257.00
\$ 612,350.00		\$ 612,350.00	37.0%	\$ 164,709.50

2020		Tax		
Over	But not over	Income over	x tax rate	Plus
\$ -	\$ 19,750.00	\$ -	10%	\$ -
\$ 19,750.00	\$ 80,250.00	\$ 19,750.00	12%	\$ 1,975.00
\$ 80,250.00	\$ 171,050.00	\$ 80,250.00	22%	\$ 9,235.00
\$ 171,050.00	\$ 326,600.00	\$ 171,050.00	24%	\$ 29,211.00
\$ 326,600.00	\$ 414,700.00	\$ 326,600.00	32%	\$ 66,543.00
\$ 414,700.00	\$ 622,050.00	\$ 414,700.00	35%	\$ 94,735.00
\$ 622,050.00		\$ 622,050.00	37.0%	\$ 167,307.50

税率 — 独身

2019		Tax		
Over	But not over	Income over	x tax rate	Plus
\$ -	\$ 9,700.00	\$ -	10%	\$ -
\$ 9,700.00	\$ 39,475.00	\$ 9,700.00	12%	\$ 970.00
\$ 39,475.00	\$ 84,200.00	\$ 39,475.00	22%	\$ 4,543.00
\$ 84,200.00	\$ 160,725.00	\$ 84,200.00	24%	\$ 14,382.50
\$ 160,725.00	\$ 204,100.00	\$ 160,725.00	32%	\$ 32,748.50
\$ 204,100.00	\$ 510,300.00	\$ 204,100.00	35%	\$ 46,628.50
\$ 510,300.00		\$ 510,300.00	37.0%	\$ 153,798.50

2020		Tax		
Over	But not over	Income over	x tax rate	Plus
\$ -	\$ 9,875.00	\$ -	10%	\$ -
\$ 9,875.00	\$ 40,125.00	\$ 9,875.00	12%	\$ 987.50
\$ 40,125.00	\$ 85,525.00	\$ 40,125.00	22%	\$ 4,617.50
\$ 85,525.00	\$ 163,300.00	\$ 85,525.00	24%	\$ 14,605.50
\$ 163,300.00	\$ 207,350.00	\$ 163,300.00	32%	\$ 33,271.50
\$ 207,350.00	\$ 518,400.00	\$ 207,350.00	35%	\$ 47,367.50
\$ 518,400.00		\$ 518,400.00	37.0%	\$ 156,235.00

税率 — 夫婦個別申告

2019		Tax		
Over	But not over	Income over	x tax rate	Plus
\$ -	\$ 9,700.00	\$ -	10%	\$ -
\$ 9,700.00	\$ 39,475.00	\$ 9,700.00	12%	\$ 970.00
\$ 39,475.00	\$ 84,200.00	\$ 39,475.00	22%	\$ 4,543.00
\$ 84,200.00	\$ 160,725.00	\$ 84,200.00	24%	\$ 14,382.50
\$ 160,725.00	\$ 204,100.00	\$ 160,725.00	32%	\$ 32,748.50
\$ 204,100.00	\$ 306,175.00	\$ 204,100.00	35%	\$ 46,628.50
\$ 306,175.00		\$ 306,175.00	37.0%	\$ 82,354.75

2020		Tax		
Over	But not over	Income over	x tax rate	Plus
\$ -	\$ 9,875.00	\$ -	10%	\$ -
\$ 9,875.00	\$ 40,125.00	\$ 9,875.00	12%	\$ 987.50
\$ 40,125.00	\$ 85,525.00	\$ 40,125.00	22%	\$ 4,617.50
\$ 85,525.00	\$ 163,300.00	\$ 85,525.00	24%	\$ 14,605.50
\$ 163,300.00	\$ 207,350.00	\$ 163,300.00	32%	\$ 33,271.50
\$ 207,350.00	\$ 311,025.00	\$ 207,350.00	35%	\$ 47,367.50
\$ 311,025.00		\$ 311,025.00	37.0%	\$ 83,653.75

定額控除 (Standard deduction)

Status	2019	2020
夫婦合算	\$ 24,400	\$ 24,800
独身	\$ 12,200	\$ 12,400
夫婦個別	\$ 12,200	\$ 12,400

扶養子女税額控除額 (Child Tax Credit・Credit for other dependents)

Child Tax Credit: 米国市民または居住者で社会保障番号を持つ 17 歳未満の扶養家族に対して与えられる税額控除となっております。

2019	2020
\$2,000	\$2,000

Credit for other dependents: この税額控除は 17 歳以上の扶養家族または 17 歳未満であっても社会保障番号を持たない扶養家族に対して与えられる税額控除となっております。

2019	2020
\$500	\$500

以上のように 2019 年と比較すると 2020 年は若干個人所得税額が低くなるように調整されておりますが、実際にどのような影響がでるのか比較計算しましたので以下をご覧ください。

条件：夫婦合算申告、17 歳未満の扶養家族 1 名（社会保障番号を持たない）、給与\$150,000

	総所得	課税所得	所得税額	扶養控除額	最終税額
2019	\$150,000	\$125,600	\$19,349	\$500	\$18,849
2020	\$150,000	\$125,200	\$19,124	\$500	\$18,624
差額	\$0	\$400	\$225	\$0	\$225

2020 年の税率・調整額を使用した場合には、2019 年に比べて \$ 225 程度の節税になると思われます。また以下に所得税に関係するその他の変更点を挙げさせていただきます。

代替ミニマム税 (Alternative Minimum Tax)

代替ミニマム税は、高額所得者が税法の恩典を利用し納税額を極度に低く抑えることをできにくくする仕組みとなっております。代替ミニマム税の計算においては、これら税法の恩典を取り除いて課税所得を再計算し、その額から代替ミニマム控除額を除いた額に税率 26% もしく

は28%を掛けて算出します。最終的には、通常の税額と比較してどちらか高い税額を選択することになります。

代替ミニマム控除上限額	2019	2020
夫婦合算	\$ 111,700	\$ 113,400
夫婦個別	\$ 55,850	\$ 56,700
独身	\$ 71,700	\$ 72,900

代替ミニマム控除額は、所得額がある一定の額を超えた場合減額されることになります。

代替ミニマム控除減額開始所得額	2019	2020
夫婦合算	\$ 1,020,600	\$ 1,036,800
夫婦個別	\$ 510,300	\$ 518,400
独身	\$ 510,300	\$ 518,400

外国所得控除上限額 (Foreign Earned Income Exclusion)

2019	2020
\$105,900	\$107,600

米国市民・永住権保持者で米国以外の国で働いて給与を稼得している場合、外国税額控除とは別に海外からの給与に対して所得控除の恩典が与えられております。その控除額が上記となります。

その他の税

社会保障税調整

米国社会保険庁 (Social Security Administration) は 2020 年度の社会保障税の課税上限額を以下のように発表しております。

	2019	2020
Tax rate	7.65%	7.65%
課税上限	\$ 132,900	\$ 137,700

この 7.65%は The Social Security (OASDI) の 6.2%の部分と The Medicare (HI) の 1.45%の部分とで構成されており、2013 年以降個人所得額が \$ 200,000 (\$ 250,000 合算申告) を超えた場合追加で 0.9%の Medicare が加算されることになっております。

401K 年金掛け金上限額 (IRS Notice 2019-59 にて発表)

	2019	2020
掛け金上限	\$ 19,000	\$ 19,500

Sec 179 による一括減価償却費用額

	2019	2020
一括損金算入上限額	\$ 1,020,000	\$ 1,040,000
資産購入上限額	\$ 2,550,000	\$ 2,590,000

これは事業者が事業用資産購入に際し選択として上限額まで損金算入ができるというものです。この上限額は購入資産額が上記にある限度額を超えた場合、その損金算入額が減額されることとなります。